「特殊詐欺被害」等の未然防止対策について

平素は、当金庫をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、近時、ご高齢の方を狙って、役所や当金庫の職員を騙った詐欺、「カードすり替え型」「カード手交型」の手口による詐欺等の被害が増加しています。

当金庫では、このような詐欺被害等を最小限にするため、以下の対策を実施いたします。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

１．対象となる口座

年齢が７０歳以上のお客さまで、以下に該当する口座です。

過去のＡＴＭでのご出金状況		１日あたりのＡＴＭでのご出金額（ご利用限度額）	
		対策実施後	現　状
①	過去１年間を通して、キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）により**ご出金※1をされていない口座**	**上限５万円**	**上限１０万円**
②	上記①以外で、過去１年間を通してカードにより**１日あたり３０万円超のご出金※1をされていない口座※2**	**上限３０万円** （変更ありません）	**上限３０万円** （変更ありません）
③	上記①②以外で、過去１年間を通してカードにより**１日あたり５０万円超のご出金※1をされていない口座※2**	**上限５０万円** （変更ありません）	**上限５０万円** （変更ありません）

※1. キャッシュカードによる出金には、現金出金、振替出金、振込出金を含みます。

※2. ②③の対策は、ご利用限度額を個別に設定されている口座を除きます。
（①の対策は、設定の有無に関わらず、引下げの対象となります。）

２．実施日

２０２４年４月２２日（月）から実施します。

３．その他

○上記のご利用限度額の増額を希望される場合は、お取引店の営業時間内に、口座名義人様が「本人確認資料」をご持参のうえ、お申出ください。所定の手続きをいただいたうえで、所定の範囲内で変更いたします。

○特殊詐欺の手口が巧妙化しておりますので、くれぐれもご注意ください。

○ご不明な点がございましたら、窓口へお気軽にお問合わせください。

以　上

中日信用金庫

＜特殊詐欺被害等の未然防止対策＞

キャッシュカードによるお振込みの一部利用制限について

日頃は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、キャッシュカードによるお振込みに不慣れなご高齢のお客さまを、言葉巧みにＡＴＭに誘導し、電話で操作を指示し、意識されないうちに、ご預金を振込みさせる「還付金詐欺」が増加しております。

当金庫では、このような詐欺被害を未然に防止するため、緊急対応策として、平成 28 年 12 月に 70 歳以上のお客さまにキャッシュカードによる振込機能の一部利用制限を実施させていただきましたが、被害が 70 歳未満のお客さまに及んでいるため、対象年齢を 65 歳以上に引下げさせていただくこととしました。

何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

１．緊急対応策

次のお客さまは、ＡＴＭの振込限度額を「０（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるお振込みができなくなります。

（1）対象となるお客さま

65 歳以上のお客さまのうち、当金庫のＡＴＭから 3 年以上、キャッシュカードによるお振込みをされていない口座のお客さま

（2）実施日

令和１年５月２０日（月）より実施

２．その他

上記のお客さまがキャッシュカードによるＡＴＭでのお振込みを希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申出下さい。

ご本人確認のうえ振込取引を可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによるＡＴＭでのお預入れやお引出しにつきましては、変更ございませんので、従来通りご利用できます。

詳しくは、窓口にお問合わせ下さい。

以　上

中日信用金庫